配合飼料価格差補てん契約に係る基金間移動に関する細則

業務方法書第７条の２の規定による配合飼料価格差補てん契約に係る基金間移動については、業務方法書に定めるもののほか、この細則の定めるところによるものとする。

第１　契約移動の条件

　１　３基金の会員または農業協同組合と、配合飼料価格差補てん契約を締結している畜産経営者（以下「加入者」という。）が、翌四半期以降の契約先を、他基金から基金に変更すること（以下「契約転入」という。）、及び基金から他基金に変更すること（以下「契約転出」という。）（以下「基金間移動」という。）を、第１四半期または第３四半期からの移動に限って、申請できるものとする。

　２　加入者の基金間移動は、業務方法書第５条第２項の規定により定めた基金の継続する４事業年度期間中、４回の基金間移動を限度とする。

　　　その回数は、一の基金間移動申請者について、基金から他基金への契約転出、他基金から基金への契約転入、又は他基金から他の他基金への基金間移動をそれぞれ１回とする。

３　基金間移動は、加入者が一の飼料荷受組合に委任した契約又は一の会員、農業協同組合との契約（以下「荷受組合等契約」という。）を最小単位とする。なお、複数の荷受組合等との契約を有する加入者は、基金協会単位、基金単位、又は県域の農業協同組合単位、全国の農業協同組合単位で契約をまとめて一つの契約とみなして基金間移動の申請をすることができる。

４　一つの荷受組合等との契約を複数の荷受組合等との契約に分割することは、この細則に定める基金間移動とはしないこととする。

５　第３四半期からの基金間移動の場合、第３及び第４四半期の契約数量は転出元基金での契約数量（ただし、トン単位未満の数量は切捨てるものとする。）とし、年度途中で契約数量は変更できないものとする。

第２　移動の手続き

　１　基金間移動を申請する者は、別紙様式の基金間移動申請書を、全日基が定める次の期限までに全日基に必着するよう、次の期限までに基金協会に提出しなければならない。

　　（移動時期）　（全日基への提出期限）（基金協会への提出期限）

　　第１四半期　　　　３月１５日　　　　　３月１０日

第３四半期　　　　８月１５日　　　　　８月１０日

２　基金は、基金協会を経由して提出された基金間移動申請書の内容を他基金及び公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下「機構」という。）に照合し、基金間移動申請書ごとに基金間移動の可否を判断し、その結果を基金協会に通知するものとする。

３　基金は、基金間移動の可否に必要な契約移動者の氏名、住所等の情報を機構に通知するものとする。

第３　畜産振興対策事業との整合

１　基金協会は、次に掲げる畜産振興対策事業に参加している加入者及び他基金の加入者が基金間移動する場合、基金間移動を申請する者に対し、畜産振興対策事業が円滑かつ効率的に実施できるよう指導するものとする。

1. 肉用子牛生産者補給金制度事業
2. 肉用牛肥育経営安定交付金制度事業
3. 肉豚経営安定交付金制度事業
4. 畜産環境整備リース事業等

２　畜産振興対策事業に参加している者は、基金間移動の申請に当たって、畜産振興対策事業の適正かつ円滑な実施に支障が生じないように、関係団体との調整を図らなければならない。

３　基金協会との数量契約が解約となる基金間移動申請者は、参加している畜産振興対策事業の実施が困難となることに留意する必要がある。

附則

１　この細則の制定及び改廃は、理事会の議決による。

２　この細則の解釈その他の疑義は、理事長が決定する。

３　この細則は、平成１９年４月１日から施行する。

４　第１の２の規定による移動回数は、平成１９年度から２０年度に限っては、２回を限度とする。

附則（平成28年2月25日　変更決議）

附則（平成30年5月23日　変更決議）

　　この細則の変更は、平成３０年５月２３日から施行し、平成３０年度別途納付金処理から適用する。

附則（平成31年3月　6日　変更決議）

　　　この細則の変更は、平成３１年３月６日から施行し、平

　　成３１年度第1四半期の基金間移動の申請から適用する。